

經濟論叢

第114卷 第5・6号

コメコン国際分業の社会主義的性格について…杉本昭七 1
減債積立金による代用償却から

正式の減価償却への移行……………醍醐聰 41

国民勘定ストーン体系における所得の流通……川口清史 65

日本の原子力産業と研究開発……………北村洋基 89

「資本の流通過程」といわれる

「生産と消費との矛盾」について……………角田修一 115

經濟論叢 第113卷・第114卷 総目録

昭和49年11・12月

京都大學經濟學會

国民勘定ストーン体系における所得の流通

川 口 清 史

はじめに

国民勘定を中心とする国民経済計算の批判的検討の方向について、私は前稿で次のように提起した。「第一、国民経済全体の把握というその特徴から、それは分析目的に応じた概念・構成に組み替えることによって、資本主義経済の構造分析に役立つ。したがって、個々の概念の吟味・批判を通じてその組み替えの基準を明らかにする必要がある。第二、組み替え基準を明らかにする作業は当然のことながら、その概念のよって立つ理論的基礎と推計の過程の検討にまでさかのぼらなければならない。第三、国民経済計算の国家による作成とその発展を、国家の経済過程への反作用の諸手段の開発の一環としてとらえ、その作成の客観的基盤、現実的意味を検討すること、加えて、国民経済計算の枠組み、概念への客観過程への反映、つまり、枠組み、概念の歴史性を検討すること。第四、これらの検討を通じ、現在進行しつつある統計体系の整備・再編の方向・意味を明らかにする」¹⁾。

前稿「イギリス国民勘定の形成過程」は、主にこの第三点を明らかにすることを課題としたが、小論は第一点と第二点について、とくに、国民勘定の枠組みを中心に考察するものである。

国民勘定の枠組みの構成について最も重要な役割をはたした一人がイギリスのリチャード・ストーン (Richard Stone 1913-) である。

1) 拙稿、イギリス国民勘定の形成過程、「経済論叢」第112巻第5号、昭和48年11月、39-40ページ。

ストーンは、第二次大戦中、中央統計局にあって国民所得白書の作成に努めたが²⁾、大戦後もケンブリッジ大学に移って国民勘定や国民経済計算の理論的研究を行うと同時に、国連、欧州経済協力機構等における国際標準体系の作成作業に従事してきた³⁾。1945年プリンストンで開かれた国際連盟の統計専門家会議の国民所得測定に関する分科会でストーンは議長を努め、そこで行った報告は、1947年国連から公刊されたその会議の報告書の付録⁴⁾として各国に紹介され、戦後の国民勘定研究の出発点となった。ストーンはまた、1952年の国連の旧SNA⁵⁾の作成作業においても、その専門家会議の議長を努め、1968年の新SNA⁶⁾の作成においても同様に、国連事務総長によって招集された専門家グループの議長を努めている。ストーンの数多くの著作の中でとりわけ各国の現行国民勘定体系の構成に影響を与えたのは、1949年に発表され、51年に公刊された「社会会計体系の機能と規準」⁷⁾と題する論文であった。小論ではその論文を中心に、ストーン体系の概要を検討する。

後に述べるように、ストーン体系を含め、国民勘定はケインズ理論を基礎としつつ、その上に相対的に独自の分野を持つ。小論の考察は基礎としてのケインズ理論そのものではなく、国民勘定の独自の分野に向けられる。その独自の分野には、第一に、セクター分割、第二に、勘定形式による表示形式、第三に、個々の概念の基礎統計からの推計、等が考えられるが、小論では第一のセクター分割の問題に限定して考察をすすめる。なぜなら、国民勘定におけるセクター分割の導入は、能勢信子氏も指摘するように⁸⁾、マクロ経済学の欠陥を救い

2) 同上、51-52ページ。

3) ストーンの略歴、著作目録については、R. ストーン・G. ストーン共著、久武雅夫監修・城戸喜子訳「国民所得と国民支出」昭和43年、145-159ページ。

4) R. Stone, Definition and Measurement of the National Income and Related Totals, in UN. (ed.), *Measurement of National Income and the Construction of Social Accounts-Report of the sub-Committee on National Income Statistics of the League of Nation's Committee of Statistical Experts*: Appendix, 1947.

5) UN., *A System of National Accounts and Supporting Tables*, 1952.

6) UN., *A System of National Accounts*, 1968.

7) R. Stone, Functions and Criteria of a System of Social Accounting, in *Income and Wealth I*, 1951.

国民経済の構造分析にまで発展させようとする意図を持つものであるからである。つまり、国民経済全体の総額でしか表示されえなかった国民所得は、セクター分割の導入によって、生産・分配・支出の各過程でとるさまざまな形態とその所有者が表示されるのである。

セクター分割によって所得の流通がいかにか把握されているか、そのどこに問題があるかを検討し、国民勘定の積極的利用のための組替え・再編成の基準の設定へ接近することが小論の課題である。

I ストーン体系の概要と特徴

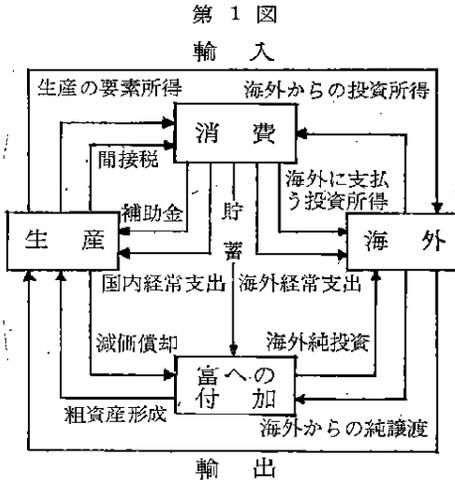
ストーンは国民勘定を、取引として表現される限りでの、経済体制に発生する諸問題の記述の主要な手段と位置づける。経済体制に発生する諸問題とはいえ、その対象とするものは、直接的生産過程や消費過程そのものではなく、流通過程に属する問題である。ストーンはこの取引を二重に考察する。その第一は、経済体制の基本的活動形態を生産・消費・富への付加ととらえ、この活動形態のある点からある点への貨幣もしくは財・サービスの流れであり、第二は、取引者の間の貨幣や財・サービスの流れである⁸⁾。そこでストーンは二つの視角から国民勘定を構成する。第一は、生産・消費・富への付加といった経済活動の間の取引、第二は、国民経済をセクター分割し、各セクターを取引者とする取引者の間の取引である。

この第一の視角に関しては、ストーンは全くケインズに依拠している。ここでは生産は $Y \equiv C + I$ 、消費は $C + S \equiv Y$ 、富への付加は $S \equiv I$ というように、ケインズの周知の恒等式に対応するものとしてとらえられる¹⁰⁾。この経済活動の把握は、生産・分配・支出という伝統的な国民所得の把握とは異り、とくに“富への付加”を重視したものであるが、その意味、背景については前稿でふ

8) 能勢信子、国民経済会計と部門分割、「国民経済雑誌」第89巻第5号。

9) Stone, *op. cit.*, p. 1.

10) Stone, *op. cit.*, pp. 10-11.



資料：J. E. Meade, R. Stone, *National Income and Expenditure*, 3d. ed. rev., 1952.

流れ込む。また「消費」からは補助金と国内経常支出の形態で「生産」に、「貯蓄」の形態で「富への付加」に流れ、生産の要素所得、間接税の形態で「生産」から「消費」に流れ込む。「富への付加」からは、粗資産形成の形態で「生産」に流れ、減価償却の形態で「生産」から、貯蓄の形態で「消費」から「富への付加」に流れ込む。こうした所得の流れを勘定形式で表示すると第2図のようになる。ストーンは、「生産」の受取り、支払いを示す勘定を経営勘定 (operating accounts), 「消費」の受取り、支払いを示す勘定を処分勘定 (appropriate Accounts), 「富への付加」の受取り、支払いを示す勘定を残高勘定 (resiting accounts) と名づける¹²⁾。

さて、第二の視角、つまり、国民経済をセクターに分割し、所得の流れに位置づけたことは、国民勘定の独自の発展である。もちろん、その萌芽はすでにケインズにも見られたが¹³⁾、それを明確にし、形式として取り入れたのはやは

れた¹¹⁾。

この経済活動の各段階の貨幣、財・サービスの流れ、つまり取引の連関は、海外取引を含め、第1図のように要約される。表示されているのは貨幣形態での所得だが、「生産」からは生産の要素所得と間接税の形態で「消費」に、減価償却の形態で「富への付加」に流れ、国内経常支出と補助金の形態で「消費」から、粗資産形成の形態で「富への付加」から「生産」に

11) 拙稿、前出。

12) Stone, *op. cit.*, p. 9.

13) 拙稿、前出、48ページ。

第 2 図

生産（経営）勘定		支 払 い	
受 取 り		支 払 い	
1. 国内経常支出 (12)		5. 生産の要素所得(9)	
2. 補 助 金 (13)		6. 間 接 税 (10)	
3. 粗資産形成 (19)		7. 減 価 償 却 (7)	
4. 合 計		8. 合 計	
消費（処分）勘定		支 払 い	
9. 生産の要素所得(5)		12. 国内経常支出 (1)	
10. 間 接 税 (6)		13. 補 助 金 (2)	
		14. 貯 蓄 (16)	
11. 合 計		15. 合 計	
富への付加（残高）勘定		支 払 い	
16. 貯 蓄 (14)		19. 粗資産形成 (3)	
17. 減 価 償 却 (7)			
18. 合 計		20. 合 計	

りストーン（及び J. E. Meade など）の功績といえる。そしてセクター分割の視角そのものは、ストーンに限らず、国民勘定の研究者すべてが採用し、現行の国連をはじめとする各国の体系にも取り入れられているが、国民経済をいかなるセクターに分割するか、セクター分割を導入した結果、所得の流通はどう把握されるかについてはストーン体系はきわめて独特である。

ストーンは、主要セクターとして企業・家計・政府機関、副

次セクターとして労働サービス (labour service)・国内金融サービス (home lending service) の五セクターに国民経済のセクター分割を行い¹⁴⁾、海外と海外金融サービスを含めた七セクターを第一形態、主要三セクターに海外を加えた四セクターを第二形態として、所得の流れを例示している。その際、セクター分割の視点は、提供されるサービスの性格、経済的決意の種類によってなされ、どこまで分割するかは分析対象を何にするかによる、とされる。ストーンがここで労働サービスと金融サービスを、主要三セクターに付加したのは、一つには、イギリスにおいて社会保険の比重が高く、その所得再分配を明示しようとしたこと、第二に、ストーンは所得の流れを実物的側面からではなく、貨幣的側面にとらえようとし、そのため、貨幣の流れをできるだけ総体的にとらえようとしたものと考えられる。

ストーンは分割した各セクターがそれぞれ生産・消費・富への付加の経済機

14) Stone, *op. cit.*, p. 12.

能をすべて持つと想定し、各セクターごとに、経営・処分・残高の各勘定を設定する。企業・家計・政府の主要三セクターを例にあげれば、各セクターに三つの勘定、合計九勘定が構成される。この考えはストーン体系の大きな特徴である。エディ、ピーコックの場合¹⁵⁾、その最も簡単な体系では、セクター分割は経済機能にそくして行われ、どのような社会組織であろうと、財・サービスの生産を行うものを企業、消費を行うものを家計と定義し、生産勘定は企業勘定、消費勘定は家計勘定と同一となり、資本勘定はセクター別には表示されない結合勘定とされる。そして、政府・海外といった他のセクターは、生産・消費といった経済機能による勘定とは別個に、それぞれ独自の勘定が構成される。つまり、エディ・ピーコック体系は、企業勘定（生産勘定）、家計勘定（消費勘定）、資本勘定、政府勘定、海外勘定の五勘定構成である。そしてこの形式は結果的には各国の現行体系に近い形式になっている。しかしながら、エディ・ピーコック体系は、彼ら自身述べているように、「経済の各取引者が組織化されている種々の形式を無視することは人を誤らせるもの」¹⁶⁾であり、経済の機能分類とセクター分割というこの二重の視角から構成することによって構造分析を意図する国民勘定の狙いを不十分にするものであろう。その意味で、経済機能の分類とは独自に、社会組織の一定種類に基づくセクター分割を行うストーン体系は、より国民勘定の意図を積極的に表示すると言えよう。

ストーン九勘定構成は、経済活動と社会組織によるセクター分割を統一的に表示するものとしては、たしかに、形式的に整っている。しかしながら、現実の経済過程の中で、あらゆる社会組織が生産・消費・蓄積という経済活動をすべて行うと考えるには明らかに無理がある。例えば、家計セクターはもっぱら「消費的決意」をなすものとして他のセクターから区別されるが、その家計セクターにおける生産とは一体何になるだろうか。ストーンはこの無理を、所得の流れを勘定と勘定間の取引としてとらえ、帰属 (impute) 概念を用いる

15) H. C. Edey, A. J. Peacock, *National Income and Social Accounting*, 3d. ed., 1961, 久武雅夫監・藤沢袈裟利訳「国民所得と社会会計」昭和31年。

16) *Ibid.*, pp. 63-64, 同上, 68ページ。

ことによって解消し、形式的整合性を保つのである。つまり、家計セクターの生産は何らかの財・サービスの販売ではなく、家計セクター自身の処分勘定の帰属販売とされる。もちろん、同一セクター内部でも、所得の流れの実体的基礎があればそれを取引に擬制することは可能である。しかしこの場合は全くその実体的基礎はなく、また、帰属概念も、現行国民勘定体系で用いられる帰属家賃、帰属利子などの帰属概念よりも拡大されて用いられている。帰属家賃、帰属利子は、その当否はともかく、持家の効用の評価及び金融機関の融資サービスの評価をとらえるものであって、物的生産ではないにしろ、何らかの実態の基礎を持っているのである。

以上から、ストーン体系の特徴は、第一に、経済活動の分類とセクター分割という二重の視角の統一的表示形式であること、第二に、セクター分割の理論的基礎があいまいであり、形式的整合性を追うあまり現実の過程とは遊離した形式主義であること、と要約できる。以下、ストーン体系の詳細な検討を通して、ストーン体系の問題点を析出しつつ組替え、再編の基準の設定へ迫ってみよう。

II 生産段階と経営勘定

ストーンは、企業・家計及び非営利団体・公共団体のそれぞれに経営勘定を設けている。ここで経営勘定に記されるものは、生産ないし経営活動に関連するあらゆる取引であり、受取り側は財・サービスの売上げ高、支払い側は生産・販売に要したコストである。したがって、最終生産物あるいは所得の生産に限定されてはおらず、ただすべてのセクターの経営勘定を統合すれば、中間生産物の取引は相殺され、最終生産物ないし所得の取引のみが記されるのである。

まず企業セクターから見てみよう。受取り側に記されるのは、家計・政府への消費財の販売、企業・家計・政府への投資財の販売、輸出、在庫変動、補助金である。支払い側は、政府への手数料支払い、輸入、減価償却、間接税であ

第3図 経営勘定

企 業		業	
1 購 買		6 経営勘定への販売	
(a) 公共団体から	(71 a)	(a) 家 計	(37 a)
(b) 海外から	(110 a)	(b) 公共団体	(66 a)
2 減価償却	(32)	7 残高勘定への販売	
3 間 接 税	(82 a)	(a) 企 業	(27)
(国民保険の使用者負担含む)		(b) 家 計	(58)
4 経 営 剰 余	(22)	(c) 公 共 団 体	(91)
		8 海外への販売	(103)
		9 在庫変動	(29)
		10 補 助 金	(75)
5 総支払い額		11 総受取り額	

家計及び非営利団体

37 購 買		42 処分勘定への販売	(44 a)
(a) 企業から	(6 a)		
(b) 公共団体(手数料)	(71 b)		
38 減価償却	(62)		
39 間 接 税	(82 b)		
(国民保険の使用者負担含む)			
40 経 営 剰 余	(49)		
41 総支払い額		43 総受取り額	

公 共 団 体

66 購 買		71 手 数 料	
(a) 企業から	(6 b)	(a) 企業から	(1 a)
(b) 海外から	(110 c)	(b) 家計から	(37 b)
67 減価償却	(98)	72 処分勘定への販売	(74)
68 間 接 税	(82 c)		
(国民保険の使用者負担含む)			
69 経 営 剰 余	(83)		
70 総支払い額		73 総受取り額	

り、受取り額との差額が剰余とされる。企業間の取引が相殺されているため、大部分の中間生産物は記入されないが、輸入が中間生産物を含むにもかかわらず、他セクターとの取引であるため記入されている。ここで、受取りを売上げ

高、支払いをコストという前提の下で考えた場合、第一に賃金がコストに入っていないこと、第二に間接税及び国民保険使用者負担がコストになっていること、第三に在庫が売上げ高の一部になっていることなどの問題がある。第一に賃金の取り扱いだが、ストーンは、次節に見るように、賃金を配当・利子など利潤の転化形態と並べて、ともに剰余の分配として、処分勘定で扱っている。しかし、ストーンは労働者への賃金支払いをコストとして全く無視しているわけでない。先に述べたセクター分割の第一形態では労働者の労働力提供自体を一つのセクターとして独立させ (Labour Service)、この労働サービスセクターへの支払いを、企業の経営勘定の支払い側に記している。そして、今取り上げている第二形態の場合には、労働サービスセクターを企業セクターと統合し、労働サービスへの支払いが内部取引として相殺されているのである¹⁷⁾。労働サービスは、企業に労働力を販売し、得た剰余を賃金・俸給という形態で家計へ移転する機能を持つセクターだが、労働力の「生産過程」である家計とは別に、その販売だけの機能を一つのセクターとして自立させることは、現実の社会的経済的組織の存在とはかけ離れた想定であり、しかもそれを企業と同一視することは、資本と労働という経済関係を全く無視するものである。賃金・俸給は、所得の分配であると同時に、企業にとっては生産コストであり、第一次分配として把握されねばならない。したがって、賃金・俸給は企業セクターの支払い側に家計への支払いとして記されねばならない。

第二に間接税の取り扱いである。間接税を国民総生産に含めるべきか否かは論争のあるところだが¹⁸⁾、間接税は、本質的には、消費者の所得の国家による再分配(収奪)であり、企業の生産・販売に要するコストとは区別されるべきである。もちろん、それは企業の財・サービスの販売を通じてなされるのであり、企業の経営勘定には記入されねばならないが、売上げ高とは区別されるべきである。また同様に、家計による財・サービスの購入の場合も、間接税は区別し

17) Stone, *op. cit.*, p. 49.

18) 山田喜志夫、国民所得と間接税—国民所得統計組替に関する問題点、「統計学」第12号、昭和39年3月。

て記されるべきであろう。また、ストーンの場合、国民保険の使用者負担部分が間接税に含まれているが、国民保険の使用者負担部分は一種の社会的賃金であって間接税とは本質的に異なるものであり、むしろ賃金と同一の扱いをすべきものである。

第三に在庫の取り扱いだが、まだ販売されていない商品である在庫をすでに販売された他の商品と同列に置くことは、売上げ高(需要)によって生産が決まるとするケインズの立場からも矛盾をきたす。とくに、必要在庫を超過する過剰在庫は景気変動の指標でもあり、独自に表示することが望ましい。在庫を売上げ高から除き、別に表示すれば、当然支払い額と受取り額はバランスしなくなる。しかし現実の経済はバランスしないのが通常であり、形式的なバランスはむしろ誤りに導くものである。

次に家計である。先に述べたように、家計の経営勘定の受取りは何ら実体のない処分勘定への帰属販売である。支払い側は、企業からの財・サービスの購入、公共団体への手数料支払い、家屋所有者の住居の減価償却、地方税などの間接税である。

家計の経営勘定も、企業と同様、支払い側には生産・販売のコスト、受取り側には販売額が記されている。第一に問題となるのは、家計が何を生産し、販売しているかである。その支払い側項目からうかがえるのは、生産されているのは労働力以外にありえない。とするならば、販売されるのも労働力であり、受取り側にその価格である賃金・俸給が記されれば、家計の経営勘定は、「労働力商品」の生産・販売の段階として意義を持つことになる。たしかに資本主義の下では労働力は「商品」として、「生産」され「販売」されるのだが、「労働力の生産」はとりもなおさず「消費」なのであって、所得の生産・分配・支出といった流通過程を構造的にとらえようとする国民勘定において、この「労働力の生産」を他の商品生産と同様に扱うことは、生産と消費という基本的カテゴリーを混乱させることになる。

第二に住居の減価償却の問題である。住居の減価償却は、住居が企業の固定

資本と同様に扱われることによって想定される。たしかに住居も固定資産同様、使用価値的には年々一部分づつ消耗していくのだが、価値的には固定資本がその価値を年々一部分づつ移転し、生産物の販売によってその価値も実現するのに対し、住居の価値はすでに実現されたものであって、何ものにも移転されず、消費されるのみである。しかも住居所有者は誰も住居の減価償却の積み立てなどやっておらず、理論的にも現実にも意味がない。この住居の減価償却に関連して、ここでは家計内部の取引のため表示されないが、帰属家賃の問題がある。通常、各国の国民勘定では帰属家賃や住居の減価償却は企業で取り扱われ、家計で取り扱うところにストーンの独自性がある。持ち家の帰属家賃を取り扱うとすれば、それを企業セクターに入れることは、セクターとしての企業概念を無制限に拡大することになり、セクター分割によって経済構造を明らかにしようとする目的からはずれることになる。取り扱うとすれば、ストーンのように、家計セクターの経営勘定で取り扱うべきである。しかし帰属家賃を対象に加えるということ、すなわち、現実には何ら取引と呼べるものはなく、すでに消費過程に入っているものの効用を評価することは、あらゆるサービス・効用を対象に入れることにつながる。あらゆるサービス・効用を貨幣的に表示することは、もし可能ならば、意味のないことではない。しかし実際にはそのような試みは無理であり、主婦の家事労働をはじめ多くのサービス・効用は除外されている。にもかかわらず帰属家賃のみ取り上げるのは何ら根拠がない。

第三に間接税の取り扱いである。ストーンのいう間接税は、所得に課税される直接税とは区別された、生産や販売活動に課せられた租税の総称である。ここでは具体的には地方税であり、「労働力の生産」活動に課せられたものとみなされる。先に述べたように、「労働力の生産」を生産とみなすこと自体が誤りであるとともに、地方税も、課税方式における相異はあれ、所得の再分配の一形態であり、その意味で所得税と本質的には同一のものとみなすべきである。また、この間接税には国民保険の使用者負担部分が含まれているが、これは、

家事手伝いのような家計で雇用された労働者の保険負担であり（賃金は家計セクター内部の取引であるため相殺されている）、その取り扱い企業セクターについて述べたと同様である。

最後に政府である。ここでいう政府は、公共企業体（企業セクターに含まれる）を除き、中央・地方の行政機関であるが、企業と同様「経営体」として、行政サービスを生産するものとみなされる。支払い側は、行政サービスを生産するためのコストであり、企業からの財・サービスの購入、輸入、建物・設備の減価償却、間接税からなる。受取り側は、政府サービスの販売額であるが、手数料以外は現実の取引ではなく、家計の場合と同様、政府自身への帰属販売とされる。

政府を「経営体」と見る国民経済における政府の位置づけに関連する問題をさておいたにせよ、政府の行政活動を「生産」とみなすことには問題が残る。「政府が国民総生産の割前を消費しているということと、政府が何らかの『生産』をしているということとは全然別のこと」¹⁹⁾なのであって、行政活動が生産的な労働なのかどうかを検討されねばならない。生産的労働は、「人間が自然にはたらきかける労働過程の『目的』であり、またその『成果』としてでてくる生産物の立場から与えられる」本源的規定と、「労働の特殊な、歴史的・社会的形態（資本主義生産関係）」である資本主義的形態規定の二重に規定される²⁰⁾。第一に、本源的規定からみよう。政府の行政活動は、社会機構維持のためのサービス労働、個人的消費のためのサービス労働、生産のためのサービス労働と一部ではあるが物的生産の労働等から成っている。生産的労働は、もともとは物的生産だが、協業・分業の発展によって生産に関連するサービス労働をも含みこむ。政府の行う生産サービスのうちどこまでが生産的労働かは別として、物的生産と一部の生産サービスは、本源的意味において生産と考えられる。第二に、歴史的形態規定であるが、資本主義的形態規定は理論的には剰余価値生

19) 島 恭彦「財政学概論」昭和38年、51ページ。

20) 金子ハルオ「生産的労働と国民所得」昭和41年、90ページ。

産にもとめられる。しかし現実の資本主義経済には多くの小商品生産者が存在し、社会的総再生産の一環をになっているのだから、その規定は価値生産にまで拡大してもとめられるべきである。そして政府の行政活動は価値生産でもなければ剰余価値生産でもなく、租税その他所得の再分配によってまかなわれており、歴史的形態規定からは不生産的労働となる。この両者の規定から、行政活動における物的生産や生産サービスなど「本源的意味での『生産過程』が、資本主義形態規定をうけることをとおして社会的には『消費過程』に転化しているのである」²¹⁾。

以上のように、生産段階における三セクターのうち意味を持つのは企業だけであり、形式的なセクター分割によってかえって、生産と消費・生産と不生産といった基本的カテゴリーまで混乱するに到っている。セクター分割は形式でなく、経済過程の現実によって行われるべきであって、生産段階の場合、社会的分業が総体的にとらえられるように行われるべきであろう。社会的分業の編成をみるとき、それは二様の視角から、つまり、第一に生産組織の社会的性格、すなわち、いかなる生産関係の下に生産が行われているか、という視角、第二に生産力的視角、すなわち、いかなる労働過程でいかなる生産物が生産されているかという視角である。そして、第一の視角からは私的資本主義的企業、自営業（小商品生産者）、公共企業等の分割が、第二の視角からは産業別の分割が考えられる。ただし、これらはすべて生産的部門のみであり、商業流通部門など不生産的部門は次に述べるように消費段階で取り扱われねばならない。

III 分配及び消費段階と処分勘定

処分勘定は、さまざまな形態の所得を分配されて収入として受けとり、その収入を消費その他に処分ないし充当する (appropriate) 段階を把握する。いうまでもなく、ここでもセクター分割は企業・家計・政府の三セクターだが、このセクター分割は、イギリスを始めとする各国の現行体系でも用いられている。

21) 同上、199-200ページ。

まず企業の処分勘定だが、受取り側は経営勘定からの剰余の移転と利子収入である。支払い側は、各セクターへの利子・配当支払い、重役報酬などの企業家の収入（農民・専門職業家の収入も含まれる）、賃金及び俸給、公共企業の利潤の政府への移転、直接税、貯蓄から成る。賃金・俸給は、すでに指摘したように、生産段階で把握されるべきものだが、ここで利子、配当、企業家所得と並べられているのはストーンが所得の三位一体範式の立場に立っているためであろう。利子・配当が正当にも、企業家所得と並んで生産活動のコストとして経営勘定でとらえられず、この処分勘定で所得の再分配としてとらえられていることは、利子・配当の理論的把握というより、賃金・俸給と同一視したためと考えられる。

ところで、ここでとらえられている企業の利子支払いは必ずしも現実に企業が金融機関に対して支払う利子の総額ではない。金融機関の貸付利子から預金利子を差し引いた残りは、金融機関のサービスへの対価とみなされ、企業セクター間の内部取引として相殺されている²²⁾。表示されている利子は、金融機関を通じて預金していた各セクターに移転される部分だけである。したがって、企業の支払う利子はそのすべてが利潤からの分配であるとはとらえられていず、その一部は生産コストとして販売額からまかなわれると考えられているのである。

家計の場合、受取りは、経営勘定の剰余の移転、各セクターからの利子・配当の受取り、企業家収入、賃金・俸給と社会保険や扶助などの政府からの移転所得から成る。支払いは、経営勘定からの帰属購買、旅行者の海外での支出、消費者信用への利子支払、直接税、貯蓄である。経営勘定の剰余は、内容的には住宅所有者の自己住宅における剰余、つまり帰属家賃であるが²³⁾、帰属購買とともに、第Ⅱ節で検討したように、根拠のない想定である。本来の消費が労

22) 現行体系では、これはいわゆる帰属利子として家計セクターに帰属支払いされ、金融機関のサービスは家計が購入するとされている。ストーンのこの取り扱いは新SNAに近い。

川上正道、SNAの改訂と帰属利子、「統計学」第19号、昭和43年9月。

23) Stone, *op. cit.*, p. 55.

第4図 処分勘定

企 業		業	
12 海外への利子	(111 a)	22 経 営 剰 余	(4)
13 海外への配当	(112)	23 海外からの利子	(105 a)
14 利 子		24 海外からの配当	(106 a)
(a) 家 計 へ	(52 a)	25 利 子	
(b) 公共団体へ	(85)	(a) 家 計 から	(45)
15 配 当		(b) 公共団体から	(77 a)
(a) 家 計 へ	(53)		
(b) 公共団体へ	(86)		
16 公共企業による公共団体への移転	(87)		
17 企業家の引出し			
(a) 家 計	(54)		
(b) 公共団体	(88)		
18 賃金及び俸給	(55 a)		
19 直 接 税	(89 a)		
20 貯 蓄	(33)		
<hr/>		<hr/>	
21 総支払い額		26 総受取り額	

家計及び非営利団体

44 購 買		49 経 営 剰 余	(40)
(a) 経営勘定から	(42)	50 海外からの利子	(105 b)
(b) 海外から	(110 b)	51 海外からの配当	(106 b)
45 企業への利子	(25 a)	52 利 子	
46 直 接 税	(89 b)	(a) 企業から	(14 a)
47 貯 蓄	(63)	(b) 公共団体から	(77 b)
		53 企業からの配当	(15 a)
		54 企業家の引出し	(17 a)
		55 賃金及び俸給	
		(a) 企業から	(18)
		(b) 公共団体から	(78)
		56 公共団体からの移転	(79)
<hr/>		<hr/>	
48 総支払い額		57 総受取り額	

公 共 団 体

74 経営勘定からの購買	(72)	82 間 接 税	
75 企業への補助金	(10)	(a) 企業から	(3)

76 海外への利子	(111 b)	(b) 家計から	(39)
77 利子		(c) 公共団体から	(68)
(a) 企業	(25 b)	83 経営・剰余	(69)
(b) 家計	(52 b)	84 海外からの利子	(105 c)
78 賃金及び俸給	(55 b)	85 企業からの利子	(14 b)
79 家計への移転	(56)	86 企業からの配当	(15 b)
80 貯蓄	(99)	87 公共企業からの移転	(16)
		88 企業家引出し	(17 b)
		89 直接税	
		(a) 企業から	(19)
		(b) 家計から	(46)
<hr/>		<hr/>	
81 総支払い額		90 総受取り額	

働力の「生産」として経営勘定で取り扱われてしまったために、この処分勘定は結局、「消費」勘定であるにもかかわらず、所得の分配と再分配が表示される結果になっている。

また、企業セクターの支払い側と同様、家計セクターの受取り側に、賃金・俸給と利子・配当・企業家収入を並べているが、前者は専ら労働者に、後者は資本家に所有されるのであり、所得の形態と所有を把握するためには家計セクターは資本家家計と労働者家計にさらに分割されねばならない。

公共団体(政府)の場合も、ほぼ家計と同様のことが指摘できる。受取りは、間接税、利子、配当、公共企業からの移転、直接税、経営勘定からの移転である。支払いは、経営勘定からの帰属購買、補助金、利子支払い(国債など)、賃金・俸給、家計への移転(社会保険・扶助など)、貯蓄から構成される。経営勘定からの剰余の移転と経営勘定からの購買は、いずれも帰属取引であり、政府の行政活動を生産とみなしたために行われている根拠のない想定である。行政活動を生産とみなしたため、政府の財・サービスの購入は、行政サービスの生産のコストとして経営勘定で表示され、その結果、政府の「消費」はいっさいとらえられず、処分勘定は、家計の場合と同様、所得の分配と再分配が表示されるだけになっている。

以上のように、消費勘定とは言いながら、ストーン体系ではどのセクターにも消費が表示されず、全体として所得の消費は一切とらえられない結果になっている。社会的規模での所得の消費は、個人消費(労働力の再生産と資本家の個人消費)、と不生産的部門の支出から成っている。ストーンの場合、前者は労働サービス生産のコストとして、後者は不生産という概念がなく、すべて生産的と把握されているため、結果的に消費が一切ないことになってしまっている。消費をとらえるためには、第一に、家計の経営勘定の設定をやめ、労働力の生産を消費としてとらえ、処分勘定で取り扱うこと、第二に、政府の行政活動も、社会的消費として処分勘定で取り扱うこと、第三に、企業のうち不生産的部門を切り離し、独自のセクターの処分勘定を設定すること、第四に、企業の支払いのうち、生産のコストに入らない、不生産的消費を企業の処分勘定に表示することが必要である。こうしてはじめて、生産活動で得られた新価値(付加価値)の各セクターへの所得としての分配と、その種々の形態での処分、つまり、個人消費、社会的消費、再分配、貯蓄が表示されるのである。

IV 富への付加の段階と残高勘定

残高勘定は、ストーンによれば、あらゆる資本取引を表示するものであり、数会計期間にわたってそのコストへの支払いとそれからの利益の受取りが行われる勘定とみなされる²⁴⁾。

残高勘定は、現行の各国の体系では結合資本勘定としてセクター分割がない表示形式になっているが、ストーン体系の場合、やはりここでも企業・家計・政府の三セクターごとに表示されている。いうまでもなく、資本取引であってもセクター間の取引は存在するのだから、ストーン体系のようにセクター分割されるのがのぞましい。

企業セクターは、受取りが、減価償却、貯蓄、資本移転である戦災請求、超過利得税償還から構成され、支払いは、固定資産形成、在庫変動、貸付及び負

24) Stone, *op. cit.*, p. 29.

第5図 残高勘定

企 業		企 業	
27 固定資産形成 (7 a)		32 減価償却 (2)	
28 医師・歯科医への補償(一)(93) (現存資産の純購買)		33 貯蓄 (20)	
29 在庫変動 (9)		34 戦災請求 (94)	
30 貸付及び負債減少		35 超過利得税戦後償還 (95)	
(a) 家計 (60 a)			
(b) 公共団体 (96 a)			
(c) 海外 (108 a)			
<hr/>		<hr/>	
31 総支払い額		36 総受取り額	
家計及び非営利団体			
58 固定資産形成 (76)		62 減価償却 (38)	
59 資本への直接税 (101)		63 貯蓄 (47)	
60 貸付及び負債減少		64 戦災請求 (94 b)	
(a) 企業 (30 a)			
(b) 公共団体 (96 b)			
<hr/>		<hr/>	
61 総支払い額		65 総受取り額	
公 共 団 体			
91 固定資産形成 (7 c)		98 減価償却 (67)	
92 現存資産の純購買 (104)		99 貯蓄 (80)	
93 医師・歯科医への補償 (28)		100 ERPの下での海外からの贈与 (107)	
94 戦災請求		101 資本への直接税 (59)	
(a) 企業による (34)			
(b) 家計による (64)			
95 超過利得税戦後償還 (35)			
96 貸付及び負債減少			
(a) 企業 (30 b)			
(b) 家計 (60 b)			
(c) 海外 (108 b)			
<hr/>		<hr/>	
97 総支払い額		102 総受取り額	

債の変動からなる。家計セクターもほぼ同様だが、支払い側に在庫変動がなく、資本課税が加わる。政府セクターには、受取り側に、海外からの贈与、資本課税が加わり、支払い側に戦災請求等の資本移転が加わる。

この残高勘定における第一の問題は、セクターによって、とらえられている経済過程が質的に異っていることである。つまり、企業の場合は、生産された剰余価値の資本への再転化、つまり資本蓄積の過程であるのに対し、家計の場合は、将来の消費のための準備金としての貯蓄とその支出の過程であり、政府の場合はいわゆる財政投資、財政融資の過程である。このそれぞれ異なる経済過程を、ストーンは資産形成（実物的及び金融的）の過程として、同一にとらえているのである。

企業の残高勘定を資本蓄積の過程とし、支払い側を資本形成の種々の形態、受取り側をその金融的源泉とみるとき、一つの問題は金融的関連の取り扱いである。ストーンは金融資産として貸付及び負債減少を表示しているが、これは借入と貸付の差額であり、借入と貸付のそれぞれの総額を示さず相殺することによって、結果的に資本蓄積の規模を過少に表示することになっている。企業の資本蓄積は、企業において生産された剰余価値の転化からだけでなく、金融を媒介にした家計の貯蓄からも、また政府資金からもなされるのであって、受取り側に各セクターからの借入が示され、支払い側には企業の持つ金融資産が表示されねばならない。この金融的関連は、蓄積過程ではなく消費過程の一部ではあるが、家計にも同様のことが言える。家計における消費は必ずしもその時の所得からだけでなく、消費者ローンによってまかなわれる場合があり、それは受取り側に示されねばならない。

残高勘定における第二の問題は資本移転である。取り扱われている資本移転は、終戦直後という時代背景から、政府から企業・家計へ移転される戦災請求、超過利得税償還と外国から政府へ移転される贈与である。ストーンは、貯蓄と投資が均等すべきであるという立場に立つならば、この移転は所得の移転と同様、処分勘定に表示されることになるが、所得の移転と資本の移転は区別するほうが有益であると主張する²⁵⁾。この資本移転は所得の移転とは異って、資本支出や住居の改築・再建のために用いられねばならず、可処分所得を構成しな

25) Stone, *op. cit.*, p. 65.

い。たしかに、貯蓄≡投資の恒等式の形式的応用は無意味であって、現実に資本移転が資本形成の一要因となっているのであれば、ストーンの処理は妥当である。しかし、それは本来の資本蓄積に限定されるべきで、家計や不生産的部門の場合は貯蓄に追加されるだけであって、所得への移転とは本質的に異らない。

第三の問題は資本課税である。表示されている資本課税は、内容的には住宅所有者の住居への課税である²⁶⁾。すでに間接税や地方税に関連してふれてきたように、租税は課税基準がどうであろうと、その源泉は利潤や賃金といった所得の再分配でしかない。それは資本や資産に課せられた租税でも同様である。にもかかわらず、ストーンが資本課税を想定するのは、租税を経済活動のコストととらえ、事業税を企業の生産活動のコスト、地方税を労働力の生産活動のコスト、所得税を消費活動のコスト、資本課税を富への付加の活動のコストと考えているためであろう。しかしながらこの想定は、租税の課税基準に眼を奪われ、その本質を見失うものと言わねばならない。資本課税も他の租税と同様、処分勘定で扱われるべき問題である。

最後にセクター分割の問題だが、ストーン体系では、企業は経営勘定と同様、生産的部門と不生産的部門が同一視されている。形式的にはほぼ同じような項目から構成されるにせよ、生産的企業の場合が資本蓄積であるのに対し、不生産的企業は家計と同様消費の一形態であり、両者は区別されねばならない。不生産的企業のうち、金融機関は資本形成の過程では独自の役割を担っており、独自セクターを設定すれば金融的連関は一層明確に把握できる。

む す び

以上検討してきたように、ケインズモデルにセクター分割を持ちこむことによって、国民所得は、その総額の表示から所得の生産・分配・再分配・支出という流通を具体的な形態で表示し、それらの相互連関を把握する国民経済の構

26) Stone, *op. cit.*, p. 67.

造分析のための有力な武器の一つになりえた。しかしながら、ストーン体系ではこの国民勘定のメリットを生かすことに必らずしも成功せず、所得の流通過程の理論的把握に混乱さえ見せている。その主要な要因は、第一に、セクターを分割する基準となる理論がなく、各セクターの性格、特徴づけも必らずしも十分でないこと。第二に、ストーンは所得の流通を、ケインズに依拠して、生産、消費、富への付加の各段階で把握したのだが、国民経済全体の把握であるはずのこの各段階を、各セクターすべてがこのような各段階を持つと想定したこと。第三に、セクター分割の理論もなく、国民経済全体にあてはまるはずの所得流通の各段階を各セクター個々にまで広げた上で形式的整合性を求めた結果、帰属概念を乱用し、生産と消費、生産と不生産、分配と再分配といった所得流通を把握する上で不可欠なカテゴリーを混乱させてしまっていること、と総括できる。

これまで検討してきた個々の論点を整理し、ストーン体系の組替え・再編成を試みたのが第6図である。この組替え試案は、所得流通の科学的図式として確定するものではなく、あくまで、小論で検討した範囲内での組替えである。科学的図式として確定するためには、小論で残された課題をさらに検討する必要がある。それは第一に、所得の流通をケインズ的な生産・消費・富への付加と把握することの検討、第二に、表示形式として勘定形式を用いることの検討、第三に、基礎統計からの推計方法の検討である。これらの検討課題についてはさらに次の機会を待つものである。

第6図 ストーン体系の組替え・再編成

I. 生産勘定

生産的部門（企業及び自営業）

1 減価償却	(58)	6 消費財販売	
2 賃金		(a) 企業	(10)
(a) 賃金	(37)	(b) 不生産的部門	(22)
(b) 国民保険使用者負担	(51)	(c) 家計	(32)
3 自営業者所得	(39)	(d) 政府	(43)
4 利潤		7 「資本財」販売	

(a) 生産的企業利潤	(19)	(a) 生産的部門	(55)
(b) 商業流通部門への移転	(28)	(b) 不生産的部門	(62)
		(c) 家計	(68)
		(d) 政府	(72)
小計		小計	
		8 在庫変動	(56)
5 間接税	(50 b)	9 間接税	(17 b + 35 b + 46)
総支払い額		総受取り額	

II. 分配・消費勘定

企業(生産的企業及び不生産的企業)

10 消費財購入	(6 a)	19 生産的企業利潤	(4 a)
11 不生産的部門への移転 (サービス購入)	(29 a)	20 不生産的企業利潤	(26)
12 生産的部門での不生産的労働者への賃金		21 利子	
(a) 賃金	(37)	(a) 家計	(34)
(b) 国民保険使用者負担	(51)	(b) 政府	(48 a)
13 配当			
(a) 家計	(40)		
(b) 政府	(53)		
14 利子			
(a) 家計	(41 a)		
(b) 政府	(52)		
15 公共企業の政府への移転	(54)		
16 企業者利得	(38)		
17 租税			
(a) 直接税	(50 a)		
(b) 間接税	(9 + 31)		
18 貯蓄(内部留保)			
(a) 生産的部門	(59 a)		
(b) 不生産的部門	(66 a)		
総支払い額		総受取り額	

不生産的部門(企業及び自営業)

22 消費財購入	(6 b)	28 商業・流通部門への移転	(4 b)
23 減価償却	(65)	29 各セクターからの所得移転 (サービス販売)	
24 賃金		(a) 企業	(11)

(a) 賃 金	(37)	(b) 家 計	(33)
(b) 国民保険使用者負担	(51)	(c) 政 府	(44)
25 自営業者所得	(39)		
26 不生産的企業利潤	(20)	30 在庫変動	(63)
小 計		小 計	
27 間 接 税	(50 b)	31 間 接 税	(17 b + 35 b + 46)
総支払額		総受取り額	
家 計		計	
32 消費財購入	(6 c)	37 賃金 (2 a + 12 a + 24 a + 45 a)	
33 不生産的部門への移転 (サービス購入)	(29 b)	38 企業家利得	(16)
34 利 子	(21 a)	39 自営業者所得	(3 + 25)
35 租 税		40 配 当	(13 a)
(a) 直 接 税	(50 a)	41 利 子	
(b) 間 接 税	(9 + 31)	(a) 企 業	(14 a)
36 貯 蓄		(b) 政 府	(48 b)
(a) 生産的自営業者	(59 b)	42 政府からの移転収入	(47)
(b) 不生産的自営業者	(66 b)		
(c) その他の家計	(70)		
総支払額		総受取り額	
政 府		府	
43 消費財購入	(6 d)	50 租 税	
44 不生産部門への移転 (サービス購入)	(29 c)	(a) 直 接 税	(17 a + 35 a)
45 賃 金		(b) 間 接 税	(5 + 27)
(a) 賃 金	(37)	51 国民保険使用者負担	(2 b + 12 b + 24 b + 45 b)
(b) 国民保険使用者負担	(51)	52 利 子	(14 b)
46 間 接 税	(9 + 31)	53 配 当	(13 b)
47 家計への移転	(42)	54 公共企業からの移転	(15)
48 利 子			
(a) 企 業	(21 b)		
(b) 家 計	(41 b)		
49 資産勘定へ	(75)		
総支払額		総受取り額	

III. 資本勘定及び資産勘定

生産的部門（企業及び自営業）

55 固定資本形成	(7 a)	58 減価償却	(1)
56 在庫変動	(8)	59 貯蓄	
57 貸付		(a) 企業	(18 a)
(a) 生産的部門	(67 a)	(b) 自営業者	(36 a)
(b) 家計	(71 a)	60 資本移転	(73)
(c) 政府	(76 a)	61 借入	
		(a) 生産的部門	(64 a)
		(b) 家計	(69 a)
		(c) 政府	(74 a)

総支払い額

総受取り額

不生産的部門（企業及び自営業）

62 固定資産形成	(7 b)	65 減価償却	(23)
63 在庫変動	(30)	66 貯蓄	
64 貸付		(a) 企業	(18 b)
(a) 生産的部門	(61 a)	(b) 自営業者	(36 b)
(b) 家計	(71 b)	67 借入	
(c) 政府	(76 b)	(a) 生産的部門	(57 a)
		(b) 家計	(69 b)
		(c) 政府	(74 b)

総支払い額

総受取り額

家計（自営業者のぞく）

68 固定資産形成	(7 c)	70 貯蓄	(36 c)
69 貸付		71 借入	
(a) 生産的部門	(61 b)	(a) 生産的部門	(57 b)
(b) 不生産的部門	(67 b)	(b) 不生産的部門	(64 b)
(c) 政府	(76 c)	(c) 政府	(74 c)

総支払い額

総受取り額

政府

72 固定資産形成	(7 d)	75 分配・消費勘定から	(49)
73 資本移転	(60)	76 借入	
74 貸付		(a) 生産的部門	(57 c)
(a) 生産的部門	(61 c)	(b) 不生産的部門	(64 c)
(b) 不生産的部門	(64 c)	(c) 家計	(69 c)
(c) 家計	(71 c)		

総支払い額

総受取り額